

青森県海区漁業調整委員会の委員候補者の審査要領

(目的)

第1条 この要領は、漁業法（昭和24年法律第267号）第139条第1項の規定による推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）及び同項の規定による募集に応募した者（以下「応募者」という。）についての青森県海区漁業調整委員会の委員の任命等に関する要綱（令和2年10月22日制定）第3条第1項の審査に係る基準その他必要な事項について定めるものである。

(審査基準等)

第2条 被推薦者及び応募者についての要綱第3条第1項の審査に係る基準は別表のとおりとする。

2 青森県海区漁業調整委員候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、別表で定める審査基準に該当するかについて、推薦書及び応募書の記載内容のほか、必要に応じて審査委員会に出席を求める委員以外の者からの意見を踏まえて審査する。

(審査結果の非公開)

第3条 審査委員会での審査結果は、原則非公開とする。

附則

この要領は、令和2年10月22日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和6年10月31日から施行する。

(別表)

海区漁業調整委員 候補者の審査基準表

	審査項目	主な基準
漁業者委員	①漁業者・漁業団体からの信頼度	漁業団体、漁業者からの推薦 海区漁業調整委員会委員歴 指導、青年漁業士 漁業協同組合の職歴 (正副組合長、理事、監事経験者) 漁協以外の漁業団体等の職歴 (団体の長、理事、監事)
	②漁業調整能力や経験	
	③地域漁業情勢への精通度	漁業歴10年以上 女性
	④その他評価項目	60歳未満 漁業以外の公共団体の委員
	①団体からの評価	水産関係教育機関、その他法人等の団体からの推薦
	②漁業分野に関する経験	海区漁業調整委員会委員歴 水産関係教育機関又は水産行政機関の職歴 漁業関係の経験 (国、地方公共団体等の委員歴)
	③漁業に関する資格、専門知識等	漁業に関する学識経験を証する資格等 (博士、技術士等) 漁業関係の知見 (水産関係学会等の役員、委員歴)
学識委員 中立委員	④漁業以外に関する識見を証するもの及び他の評価項目	弁護士、司法書士等の国家資格の有無 漁業関係以外の知見 (国、地方公共団体等の委員)
	⑤漁業以外に関する見識、精通度	漁業以外の専門業務に関する職歴等5年以上
	⑥候補者の居住地	県内在住
	⑦その他評価項目	女性